



平成 30 年 2 月 2 日

各 位

会社名 トリニティ工業株式会社  
代表者名 取締役社長 玉木 利明  
(コード番号 6382 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役 乗安 弘治  
(TEL 0565-24-4800)

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 2 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることを踏まえるとともに、当社株式の流動性の更なる向上のため、単元株式数の引下げを行うものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 4 月 1 日

(ご参考) 上記変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数、単元株式数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、5,000 万株とする。 2. 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数、単元株式数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、5,000 万株とする。 2. 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	附則 <u>第5条(発行可能株式総数、単元株式数)の変更は、平成 30 年 4 月 1 日に効力が発生するものとし、本附則は、同日をもって削除する。</u>

#### (3) 効力発生日

平成 30 年 4 月 1 日

以上